

※この法令は廃止されています。
昭和二十二年政令第二百九十九号

農業災害補償法施行令

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八百八十五号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による負担金（特定組合（法第五十三条の二第四項の特定組合をいう。以下同じ。）に係るものと除く。）は、組合等（法第十二条第三項の組合等をいう。以下同じ。）こと、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第一百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ことに合計し、その合計して得た金額（以下「農作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額中その組合員等（法第十二条第一項の組合員等をいう。以下同じ。）の負担に係る部分の当該組合等による徴収の状況により、農作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合員等（その農作物交付対象負担金額が、当該組合等に係る再保険料相当金額（当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る法第二百二十四条第一項第一号に掲げる金額（以下この項において「農作物異常部分保険料」という。）の当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合員等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物異常部分保険料の合計金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）を超える組合等に限る。）の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況により、農作物交付対象負担金額のうち第三号に掲げる金額については、毎年度農林水産

一 農作物交付対象負担金額が、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき當該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額を超える場合

二 農作物交付対象負担金額が、当該組合等に係る再保険料相当金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その超える部分の金額が、当該組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額から当該組合等に係る再保険料相当金額を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額

三 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等に係る再保険料相当金額（その金額が農作物交付対象負担金額を超えるときは、その農作物交付対象負担金額に相当する金額）

特定組合に係る法第十二条第一項及び第二項の規定による負担金は、特定組合ごと、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「特定組合農作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該特定組合の当該共済目的の種類及び農作物共済の共

毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

の特定組合農作物交付対象負担金額に相当する金額）

第一条の二 法第十三条の三第一項の規定による負担金（特定組合に係るものを除く。）は、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（法第二百二十二条第三項の収穫共済区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「収穫交付対象負担金額」といふ。）のうち第一号に掲げる金額については農林水産省令で定めるとところによつては

（二）法第十三条の三第一項の規定による負担金（特定組合に係るものを除く。）は、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（法第二十二条第三項の収穫共済区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「収穫交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る共済掛金の合計金額中その組合員等の負担に係る部分の当該組合等による徴収の状況により、収穫交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（その収穫交付対象負担金額が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべきその組合等に係る再保険料に相当する金額を超える組合等に限る。）の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況により、収穫交付対象負担金額のうち第三号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

（三）収穫交付対象負担金額が、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分

の収穫客
二 収穫交付対象負担金額が、当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき當該組合等の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る再保険料に相当する金額を超える場合における

合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る再保険料に相当する金額を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額に相当する金額

特定組合に係る法第十三条の三第一項の規定による負担金には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「収穫共済区分」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合収穫交付対象負担金額」と読み替えるものとする。

と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合収穫交付対象負担金額」と読み替えるものとする。
法第十三条の第三項の規定による負担金(特定組合に係るものを除く。)には、第一項の規定を準用する。この場合において、同項中、「共済目的の種類」と及び収穫共済区分(法第百二十二条第三項の収穫共済区分をいう。以下この条において同じ。)とあるのは、「及び共済目的の種類」と、「収穫交付対象負担金額」とあるのは「樹体交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び収穫共済区分」とあるのは「当該共済目的の種類」と読み替えるものとする。

特定組合に係る法第十三条の三第二項の規定による負担金には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「共済目的の種類」と及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「及び共済目的の種類」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合樹体交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「当該共済目的の種類」と読み替えるものとする。

卷之三

とは合議し、その合議して得た金額（以下「畠作物交付対象負担金額」といふ）のうち第一号に掲げる金額についてには、農林水産省令で定めることにより、当該組合等の属する農業生産組合連合会の組合員たるすべての組合の当該金額を作物共済に保険区分に応じては、毎年森林大作共済基金の合計金額の総計中これらとの組合員等の負担によるもの等の組合等による徴収の状況により、畠作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額についても、毎年森林大作共済基金の合計金額の総計中これらとの組合員等の負担によるもの等とする。

三言組合の所に記載ある農業共済組合連合会の組合員がなつて、その組合会の三言畠作物共済再保険区分に係る畠作物共済負担金合計額より「畠作物共済負担金合計額」を引いて、「畠作物共済負担金合計額」の超出する部分の金額に、当該組合等の当該畠作物共済再保険区分に係る畠作物共済負担金合計額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額

二、当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の当該農業共済組合連合会に当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額(その再保険料に相当する金額が、当該農業共済

組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額を超えるときは、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に相当する金額) 特定組合に係る法第十三条の四の規定による負担金には、第一条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「共済目的の種類」と及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは、「及び煙作物共済保険区分(法第四百四十二条の二第一項の四第四項の畑作物共済保険区分をいう。以下この項において同じ。)」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合畑作物交付

対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「当該畠作物共済保険区分」と読み替えるものとする。
第一条の四 法第十四条の規定により国庫が負担する事務費は、役職員（共済事業を行なう市町村（法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村をいう。以下同じ。）にあつては、共済事業に関する事務（從事する職員）の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他組合等及び農業共済組合連合会の行なう共済事業及び保険事業に関する事務の執行に必要な費用とする。

第一条の五 法第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める同項ただし書の業務の規模の基準は、法第十五条第一項第一号の農作物ごとの耕作面積についての基準とし、次の各号に掲げる農作物の区分により、当該各号に定める面積の範囲内で定めるものとする。

二 一
水稻 二十アールを下らず四十アールを超えない面積（北海道においては三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）
陸稻 十アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道においては三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）
麦 十アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道においては四十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）

都道府県知事は、前項の基準を定めた場合には、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第一条の七 法第八十四条第一項第六号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

第一項の農業目的の種類についてその構成割合のすべてが當該組合等の区域内に住所を有するもの（以下この条において単に「農業者」といふ）に付き、組合的としてこれら農業者の農家経営の当該農業目的の種類についての耕作の業務に係る農業所得に依存する程度が相当低位であり、当該種類を当該組合等の農作物共済において共済目的の種類としないこととしても、これによる当該農業者の農家全員への影響が甚少であると認めるに至つること。

二 農業者の當該共済目的の種類についての耕作の業務の總体としての規模からみて、當該共済目的の種類をその農作物共済において共済目的の種類とするとしても、當該共済目的の種類に係る農作物共済を行ふことができないか又は困難であると認められること。

第二条 法第八十五条第四項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める病虫害は、次のとおりとする。

三 その他その防止の方法が確立されていない水稻に係る病虫害で農林水産大臣が指定するもの
第二条の二 法第八十五条第十項において準用する同条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、家畜共済の共済目的の種類のうち、組合等がその家

畜共済において共済目的の種類としないこととするものにつき、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められることとする。

一 当該農業共済組合の事務の執行につき相当期間にわたり適正を欠くものがあると認められる場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、その事務を適正に執行する見込みが十分あると認められること。

前号に規定する場合以外の場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、共済事業に関する事務の執行に要する経費の額が減少し、その他当該農業共済組合が共済事業を行う場合よりも共済事業の運営を効率的に行う見込みが十分あると認められること。

第二条の三 都道府県知事は、法第八十五条の二第一項の申し出に係る同項の規定による農業共済組合と市町村との協議がとのわいの場合において、当該農業共済組合及び当該市町村又はそのどちらか一方からの申請があり、かつ、その申請を相当と認めるときは、協議をととのわせるために必要なあつせんを行うものとする。

第二条の四 農業共済組合は、毎事業年度、法第八十七条第一項の規定により賦課金を賦課しようとするときは、農林水産省令で定める特別の場合を除き、その額及び賦課方法につき、都道府県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

共済事業を行なう市町村は、毎会計年度、法第八十七条第一項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を都道府県知事に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

農業共済組合連合会は、毎事業年度、法第百三十一条第一項において準用する法第八十七条第一項の規定により賦課金を賦課しようとするときは、その額及び賦課方法につき、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

組合等は、毎事業年度（共済事業を行なう市町村にあつては、毎会計年度）、法第八十七条第三項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を都道府県知事に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二条の五 組合等（特定組合を除く。）は、農林水産省令で定める区分ごとに、法第一百一条の準備金（以下「不足金てん補準備金」という。）を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、

農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、共済規程等（法第八十六条第一項の共済規程等をいう。以下同じ。）で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

常責任共済金客に払うべき全額を、それそれを差し引いて得た金額の百分の十に相当する金額の総額から、總共済金額に烟作物通常標準被害率（法第百三十五条第五号の烟作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

三〇千円のもので、本日十二月一日に、この金額を園芸施設共済事業年度ごとに支払うべき共済金の額額から、法第百四十二条の五第五号ロの経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率（法第百三十五条第六号ロの園芸施設通常標準被害率）

率をいいう。以下同じ。) を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額をもとにして、同一の利子率をもつて、(1)の金額を算出する。

農業共済組合連合会は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業について、農林水産省令で定める区分ごとに不足金でん補準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定めるところに該当する限り、次の各号に掲げる保険事業の種類に応じ、削減される保険金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、保険規程で定めることとする。

めると、これにより、法第一百三十一条第一項において準用する法第九十二条の規定による保険金額の削減を行うことができる。

払うべき再保險金などを合計して得た金額の合計額を、樹体共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに同項第一号の三へに掲げる金額と政府が支払うべき再保險金などを合

の百分の五に相当する金額
第二条の六 去第十七条の二第二項の寺町会計とは、次に掲げる勘定を設けよ。すなはち、
（一）賃借料金の支拂いの回数を算定するためのもの。

第二条のナニカ、各地方十四个の第一項の半另二箇に當る農作物共濟に関する勘定

三二 家畜共済に関する勘定
果樹共済に関する勘定

四 畑作物共済に関する勘定
五 会員の貯金、預金の勘定

五　医療施設井辯に依する講演の開催
医務執行に要する経費に関する勘定

第一條の七 法第百十一条の八第一項の政令で定める基準は、乳牛の雌等（法第百十一条第一項の乳牛の雌等をいう。）に係る包括共済関係にあつては第号及び第二号、肉用牛等（法第百十一条第一項の肉用牛等をいう。）に係る包括共済関係にあつては第一号及び第二号、内用牛等（法第百十一条第一項の内用牛等をいう。）に係る包括共済関係にあつては第三号及び第四号とする。

項の肉用牛等をいふ。馬又は一種豚による包括共済關係にあつては第二号に掲げるとおりとするが、該社主合會等の詞義類似（以下「朝鮮貿易」という。）が六項以上である。

二 当該包括共済關係に係る包括共済対象家畜（法第二百一一条第一項の包括共済対象家畜をいう。）の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ

第一 経験を有すること。二十条三二第一項の文で定むる基準は、次の各号のいずれかに該する。

当該申出に係る共済事故による措置の防止を行なうため必要な施設が整備されかゝることの防止を果樹の栽培の業務を営む者と共に同して適正に行な見込みがあること

第二条の九 法第一百二十条の十四第一項第一号の政令で定める農作物は、ばれいしょ及び大豆とする。

第二条の十 法第一百二十条の十六第二項に規定する糖度に応じ収穫量に一定の調整を加える畑作物共済に係る政令で定める農作物は、さとうきびとする。

法第一百二十条の十六第二項に規定する共済事故による共済目的の減収量が基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に共済金を支払う政令で定める農作物は、ばれいしょ及び大豆とする。

第二条の十一 法第一百二十条の二十の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

一 法第一百二十条の二十の二第一項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設（法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあつては、その設置面積に二を乗じて得た面積）の合計が五アールを下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前三年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸（同号の施設園芸をいう。）の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

第二条の十二 法第一百二十三条第一項第一号の農林水産大臣が定める割合は、百分の十を下らず百分の三十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

法第一百二十三条第一項第二号の二の農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

法第一百二十三条第一項第二号の三の農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

第二条の十三 損害評価会の委員の任期は、三年以内において共済規程等又は保険規程で定めるものとする。

任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行ふ。

第二条の十四 損害評価会に会長を置く。

会長は、委員のうちから互選する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

第二条の十五 損害評価会に、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員は、会長が指名する。

部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

部会長は、部会の事務を掌理する。

損害評価会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会の決議をもつて損害評価会の決議とができる。

第二条の十六 損害評価会の会議は、会長が招集する。

部会の会議は、部会長が招集する。

第二条の十七 第一条の五第二項並びに第二条の四第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

第三条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第四条 水稲及び陸稲の耕作面積についての第一条の五第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「耕作面積」とあるのは、「耕作面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域内又は同項の規定による区分が定められていない同法第四条第二項の都市計画区域における同法第八条第二項第一号の用途地域内に水稻又は陸稲の耕作を行う耕地がある者については、当該耕地の面積に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た面積と当該耕地以外の耕地でその者が水稻又は陸稲の耕作を行ふものの面積とを合計して得た面積」ととする。

第五条 法第一百五十条の三第一項の交付金の金額は、同項の特定の疾病による家畜の損害につき法第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

第六条 法第一百五十条の三の二の政令で定める共済目的の種類は、水稻及び麦とする。

第七条 法第一百五十条の四第一項の政令で定める共済目的の種類は、水稻とする。

第八条 法第一百五十条の五の六において準用する法第一百一条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十四条第一項第三号及び第一百五十条の五の二の規定により共済目的とすることができる肉豚の期首頭数が二百頭以上であること。

二 肉豚につき、法第一百五十条の五の六において準用する法第一百一条の八第一項の申出に係る共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

第九条 法第一百五十条の五の十三第一項の政令で定める共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、とうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツとする。

第十一条 法第一百五十条の六第一項第一号の政令で定める共済目的の種類は、大豆及び茶とする。

第十二条 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、大豆とする。

附 則（昭和三二年一一月一八日政令第三二六号）

1 この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百十九号）の施行の日（昭和三十三年一月一日）から施行する。

2 この政令の施行の日の属する事業年度に係る農業共済組合又は農業共済組合連合会の農業災害補償法第八十七条第一項（同法第百三十二条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による賦課金の賦課については、なお従前の例による。

- 附 則**（昭和六〇年五月一八日政令第一二八号）抄
 この政令は、公布の日から施行する。
 第三条の規定による改正後の農業災害補償法施行令第三条の三の規定は、昭和六十年度以降の年度の予算に係る交付金の交付について適用する。
- 附 則**（昭和六〇年一月一一日政令第二九一号）
 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の六第一項の改正規定は、同年二月一日から施行する。
- 附 則**（昭和六二年五月二二日政令第一七〇号）
 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三条の三の規定は、昭和六十二年度の予算に係る交付金の交付から適用する。
- 附 則**（平成五年六月一六日政令第一九八号）
 （施行期日）
 1 この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。ただし、第一条中農業災害補償法施行令第二条の六の三の改正規定及び第二条の六の四を第二条の六の五とし、第二条の六の三の次に一条を加える改正規定は、同年十一月一日から、第一条中同令第一条の二の改正規定、第二条の七に二項を加える改正規定及び第三条の四を削る改正規定並びに第一条並びに附則第三項の規定は、平成六年二月一日から施行する。
- （経過措置）
 2 第一条の規定による改正後の農業災害補償法施行令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定は、平成六年産の水稻、陸稻及び麦に係る農業災害補償法（以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による負担金の交付から適用し、平成五年以前の年産の水稻、陸稻及び麦に係る当該負担金の交付については、なお従前の例による。
- 3 新令第一条の二の規定は、平成六年二月一日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹に係る法第十三条の三の規定による負担金の交付から適用し、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る当該負担金の交付については、なお従前の例による。
- 4 新令第一条の五の規定は、平成六年産の水稻に係る法第十四条の二第一項の規定による補助金から適用し、平成五年以前の年産の水稻に係る当該補助金については、なお従前の例による。
- 5 新令第二条の七第一項の規定は、平成六年産の水稻、陸稻及び麦から適用し、平成五年以前の年産の水稻、陸稻及び麦については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成六年三月一四日政令第七二号）
 この政令は、平成六年十二月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一年六月二三日政令第一九七号）
 1 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
- （施行期日）
 2 この政令による改正後の農業災害補償法施行令第一条の七の二、第二条の六の五及び第三条の五の規定は、平成十二年産のさとうきびから適用するものとし、平成十一年以前の年産のさとうきびについては、なお従前の例による。
- 附 則**（平成一一年二月二三日政令第四一六号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- （罰則に関する経過措置）
 第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成一一年三月三一日政令第一六九号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- （この政令は、公布の日から施行する。）
 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年一〇月一一日政令第四四八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年一一月二二日政令第三六一号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年四月一一日政令第一五一号）
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の農業災害補償法施行令第二条の九及び第二条の十第二項の規定は、この政令の施行の日以後に共済責任期間の開始するばれいしょ及び大豆から適用するものとし、この政令の施行の日前に共済責任期間の開始するばれいしょ及び大豆については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年七月一四日政令第一九一号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。